

○宮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成16年3月31日規則第20号

宮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

宮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成10年規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例（平成5年条例第28号）及び宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する規則（平成5年規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理施設設置許可申請書等）

**第2条** 次の各号に掲げる申請書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第1号）
- （2） 省令第2条の7の届出書 一般廃棄物処理業に係る欠格要件届出書（様式第1号の2）
- （3） 省令第2条の8第2項の届出書 一般廃棄物処理業に係る法第7条の2第5項の規定による欠格要件届出書（様式第1号の3）
- （4） 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第2号）
- （5） 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第2号の2）
- （6） 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（様式第3号）
- （7） 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第4号）
- （8） 省令第5条の4の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届（様式第5号）
- （9） 省令第5条の5第1項の届出書 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届（様式第6号）
- （10） 省令第5条の5の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第7号）
- （11） 省令第5条の5の3及び第12条の11の3の届出書 一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置者に係る欠格要件届出書（様式第7号の2）
- （12） 省令第5条の5の3の2第2項及び第12条の11の3の2第1項の届出書 一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置者に係る法第9条第7項の規定による欠格要件届出書（様式第7号の2の2）
- （13） 省令第5条の5の5第1項の申請書 一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書（様式第7

号の3)

- (14) 省令第5条の5の10第1項の届出書 一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書(様式第7号の4)
- (15) 省令第5条の5の11第1項の報告書 一般廃棄物熱回収施設熱回収報告書(様式第7号の5)
- (16) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(様式第8号)
- (17) 省令第5条の12第1項の申請書 合併・分割認可申請書(様式第9号)
- (18) 省令第6条第1項の届出書 相続届(様式第10号)
- (19) 省令第10条の10の3及び第10条の24の届出書 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業に係る欠格要件届出書(様式第10号の2)
- (20) 省令第10条の10の3の2第1項及び第10条の24の2第1項の届出書 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業に係る法第7条の2第5項の規定による欠格要件届出書(様式第10号の3)
- (21) 省令第12条の7の17第2項の届出書 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届(様式第11号)

2 次の各号に掲げる添付書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省令第3条第5項第6号、第5条の3第3項第6号、第5条の11第2項第2号、第5条の12第2項第3号ロ、第6条第2項第3号、第11条第6項第6号、第12条の9第3項第6号、第12条の11の12第2項第2号、第12条の11の13第2項第3号ロ及び第12条の12第2項第3号に掲げる書類 廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法(様式第12号)
- (2) 省令第3条第5項第8号、第5条の11第2項第4号、第6条第2項第4号、第11条第6項第8号、第12条の11の12第2項第4号及び第12条の12第2項第4号の資産に関する調書 資産に関する調書(個人用)(様式第13号)
- (3) 省令第9条の2第2項第15号(省令第10条の12第2項において準用する場合を含む。)及び省令第10条の4第2項第9号(省令第10条の16第2項において準用する場合を含む。)に掲げる書面 特定不利益処分を受けていないことの誓約書(様式第14号)
- (4) 省令第10条の4第2項第1号(省令第10条の16第2項において準用する場合を含む。)に掲げる書類 産業廃棄物処分業事業計画書(様式第15号)
- (5) 省令第10条の4第2項第4号(省令第10条の16第2項において準用する場合を含む。)に

掲げる書類 処分後産業廃棄物処理方法（様式第16号）

（6） 省令第10条の4第2項第7号（省令第10条の16第2項において準用する場合を含む。）に

掲げる書類 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法（様式第17号）

（一般廃棄物処理施設の許可証の交付）

**第3条** 市長は、法第8条第1項又は第9条第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証（様式第18号）を交付するものとする。

（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の使用前検査の結果通知）

**第4条** 市長は、法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の検査を行ったときは、その結果を一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書（様式第18号の2）により、当該検査の申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第15条の2第5項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の検査を行ったときは、その結果を産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書（様式第18号の3）により、当該検査の申請者に通知するものとする。

（一般廃棄物処理施設の定期検査の結果通知）

**第5条** 省令第4条の4の4の書面の様式は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（様式第18号の4）とする。

（一般廃棄物熱回収施設設置者の認定証の交付）

**第6条** 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、一般廃棄物熱回収施設設置者認定証（様式第18号の5）を交付するものとする。

（廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付）

**第7条** 市長は、法第9条の5第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の許可をしたときは、一般廃棄物・産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証（様式第19号）を交付するものとする。

（法人の合併又は分割の認可証の交付）

**第8条** 市長は、法第9条の6第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の認可をしたときは、合併・分割認可証（様式第20号）を交付するものとする。

（再生利用個別指定の申請等）

**第9条** 省令第9条第2号の市長の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書（様式第21号）に省令第9条の2第2項に定めるもののほか、再生輸送（再生利用のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。）に要する費用を記載した書類を添えて、市長に申請しな

なければならない。

- 2 省令第10条の3第2号の市長の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書に省令第10条の4第2項に定めるもののほか、再生活用（再生利用のために産業廃棄物の処分を行うことをいう。）に要する費用を記載した書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による申請に基づき、指定（以下「再生利用個別指定」という。）をしたときは、再生利用個別指定業指定証（様式第22号。以下「指定証」という。）を交付するものとする。
- 4 再生利用個別指定を受けた者（以下「再生利用個別指定業者」という。）は、当該再生利用個別指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書（様式第23号）により市長に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する再生利用個別指定に係る事業の範囲の変更について準用する。
- 6 再生利用個別指定業者は、当該再生利用個別指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、再生利用個別指定業廃止届（様式第24号）に指定証（事業の一部を廃止したときは、指定証の写し）を添えて、市長に届け出るものとする。この場合において、市長は、その届出が事業の一部の廃止に係るものであるときは、指定証を書き換えて交付するものとする。
- 7 再生利用個別指定業者は、次に掲げる事項を変更したときは、再生利用個別指定業変更届（様式第25号）に指定証の写しを添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、指定証の書換えを要すると認めるときは、指定証を書き換えて交付するものとする。
  - (1) 住所
  - (2) 氏名又は名称
  - (3) 事務所及び事業所の所在地
  - (4) 再生利用の目的
  - (5) 再生利用の方法
  - (6) 事業に係る取引関係

（許可証等の返納）

**第10条** 法第8条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項の規定による許可を受けた者、法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の規定による認定を受けた者又は再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当す

るときは、直ちに市長に許可証、認定証又は指定証を返納しなければならない。

- (1) 許可、認定又は再生利用個別指定を取り消されたとき。
- (2) 許可、認定又は再生利用個別指定の有効期間が満了したとき（更新の申請をした場合にあっては、当該更新の許可証、認定証又は指定証の交付を受けたとき。）。
- (3) 法第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項又は第15条の2の6第1項に規定する変更の許可を受けたとき。
- (4) 法第9条第3項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行った場合において、許可証を書き換えて交付されたとき、又は施設を廃止したとき。
- (5) 法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出を行った場合において、事業の全部を廃止したとき、又は許可証を書き換えて交付されたとき。
- (6) 政令第5条の5（政令第7条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出を行った場合において、認定証を書き換えて交付されたとき。
- (7) 前条第6項又は第7項の規定により、指定証を書き換えて交付されたとき。

（最終処分場終了届出台帳）

**第11条** 法第19条の11第1項の台帳の様式は、最終処分場終了届出台帳（様式第26号）とする。

2 法第19条の11第3項の規定による閲覧の請求は、別に定める様式により行うものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の宮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりされた手続は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

#### 附 則（平成17年3月31日規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用

することができる。

**附 則**（平成18年 9 月29日規則第77号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（平成23年 3 月31日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（平成27年10月 2 日規則第79号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（平成29年 9 月29日規則第54号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、

これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（平成30年3月30日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（令和元年12月13日規則第40号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄		



## (第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画に係る事項（一般廃棄物の最終処分場である場合）	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項		
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項		
	火災の発生の防止に関する事項		
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			



## (第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本 住	籍 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 1 ※を付けた欄には、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △を付けた欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △を付けた欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※ 手数料欄

様式第1号の2 (第2条関係)

一般廃棄物処理業に係る欠格要件届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項の規定により、届け出ます。

許可の年月日  
及び許可番号

年 月 日 第 号

該当欠格要件及び  
該当するに至った  
具体的事由

当該欠格要件に該当  
するに至った年月日

年 月 日

備考

- 1 欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に届出を行うこと。
- 2 関係する書類等がある場合は、添付すること。

様式第1号の3 (第2条関係)

一般廃棄物処理業に係る法第7条の2第5項の規定による欠格要件届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第5項の規定により、届け出ます。

許可の年月日  
及び許可番号

年 月 日 第 号

備考 欠格要件に該当するに至った後、遅滞なく届出を行うこと。

様式第2号（第2条関係）

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

申請者 氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣功の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受付欄	

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者  
住 所  
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

## 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所  
 報告者 氏 名  
 （法人にあっては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月	年 月
埋立処分終了予定年月	年 月
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	年 月 日
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※事 務 処 理 欄	
備考	放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。



一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所  
 申請者 氏 名  
 （法人にあっては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変更前	変更後
		$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
	面積	$m^2$	面積 $m^2$
埋立容量	$m^3$	埋立容量 $m^3$	
	△一般廃棄物処理施設の位置構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号			
※事務処理欄			



## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき）

発行済株式の 総数	株	出資の額		
			本籍	住所
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
		住	所
氏名	役職名・呼称	住	所

## 備考

- ※を付けた欄には、記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- △を付けた欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
  - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △を付けた欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※ 手数料欄

一般廃棄物処理施設軽微変更等届

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4に掲げる事項の変更（同条第6号関係を除く。）		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生年月日	本 籍
	氏 名	役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事 務 処 理 欄			
備考 1 ※を付けた欄には、記入しないこと。 2 △を付けた欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの 間の管理予定者 及びその連絡先	住所 氏名  電話番号
最終処分場の種類	
設 置 場 所	
許可の年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋 立ての深さ及び 覆 土 の 厚 さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ  m <sup>2</sup> m m
※事務処理欄	

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数量 (m <sup>3</sup> )	性 状
備考 ※を付けた欄には、記入しないこと。			

（表面）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所  
申請者 氏 名  
（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項  
第9条の2の3第2項の規定により、一般廃棄物  
最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類 及 び 数 量	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての 深 さ	面積 m <sup>2</sup>	埋立ての深さ m
埋 立 処 分 の 方 法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
備考 1 ※を付けた欄には、記入しないこと。 2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。 3 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。 4 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。	



様式第7号の2 (第2条関係)

一般廃棄物・産業廃棄物

処理施設の設置者に係る欠格要件届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」とい  
第9条第6項  
う。）の規定により、届け  
第15条の2の6第3項において準用する法第9条第6項  
出ます。

一般廃棄物 産業廃棄物 処理施設の 設置の場所	
一般廃棄物 産業廃棄物 処理施設の 種類	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
該当欠格要件及び 該当するに至った 具体的事由	
当該欠格要件に該当 するに至った年月日	年 月 日
備考 1 欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に届出を行うこと。 2 関係する書類等がある場合は、添付すること。	

様式第7号の2の2 (第2条関係)

一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置者に係る  
法第9条第7項の規定による欠格要件届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）  
第9条第7項  
第15条の2の6第3項において準用する法第9条第7項  
の規定により、届け出ます。

一般廃棄物 産業廃棄物 処理施設の 設置の場所	
一般廃棄物 産業廃棄物 種類	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号

備考 欠格要件に該当するに至った後、遅滞なく届出を行うこと。

(表面)

一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者

住 所

氏 名

{ 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 }

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所		
※ 認 定 の 年 月 日		年 月 日
※ 認 定 番 号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号
※事務処理欄		

(裏面)

備考

- 1 ※を付けた欄には、記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。
- 4 △を付けた欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
  - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
  - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

※手数料欄

一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

届出者  
住 所  
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年月日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄		

備考

- 1 ※を付けた欄には記入しないこと。
- 2 △を付けた欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

一般廃棄物熱回収施設熱回収報告書

年 月 日

宮崎市長 殿

報告者  
住 所  
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月 31日までの年間の熱回収率	%
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。	

一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

申請者 氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受け借受けの許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名及び住所 （法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	





## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍 所
	生年月日	保有する株式の数 割合		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

## 備考

- ※を付けた欄には、記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※手数料欄

合併・分割認可申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者 名 称  
主たる事務所の所在地  
代表者の氏名  
電 話 番 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認 可 の 年 月 日	年 月 日
※認 可 番 号	
※事 務 処 理 欄	





## (第 4 面)

⑬ 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の 総 数	株	出資の額	
		本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数	所
		割	合

⑭ 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

## 備考

- 1 ※を付けた欄には、記入しないこと。
- 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 3 ⑨～⑭の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 ⑨及び⑭の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※手数料欄

相 続 届

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相 続 の 開 始 の 日	年 月 日
※事 務 処 理 欄	

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所

法定代理人（相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所

備考

- ※を付けた欄には、記入しないこと。
- 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物  
 処理業に係る欠格要件届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所  
 届出者 氏 名  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」とい  
 う。）第14条の2第3項において準用する法第7条の2第4項の規定により、届け  
 第14条の5第3項  
 出ます。

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
該当欠格要件及び 該当するに至った 具体的事由	
当該欠格要件に該当 するに至った年月日	年 月 日
備考 1 欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に届出を行うこと。 2 関係する書類等がある場合は、添付すること。	



様式第10号の3 (第2条関係)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業に係る  
法第7条の2第5項の規定による欠格要件届出書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）  
第14条の2第3項  
第14条の5第3項  
において準用する法第7条の2第5項の規定により、届け出ます。

許可の年月日  
及び許可番号

年 月 日 第 号

備考 欠格要件に該当するに至った後、遅滞なく届出を行うこと。

様式第11号（第2条関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所  
届出者 氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、関係書類を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設許可年月日	年 月 日
産業廃棄物処理施設許可番号	
産業廃棄物処理施設の処理能力 (最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3 / \text{日}$ ( ) 時間 $t / \text{日}$ ( ) 時間 $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
産業廃棄物処理施設設置許可に付された条件	
処理する一般廃棄物の種類及び量	
備考	1 産業廃棄物処理施設の許可証の写しを添付すること。 2 他人の一般廃棄物の処理を行う場合は、一般廃棄物処分量の許可を受けたことを示す書類、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類、一般廃棄物処分量の許可を要しない者であることを示す書類又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写しのいずれかを添付すること。

様式第12号（第2条関係）

廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額  
及びその資金の調達方法

内 訳		金 額（千円／年）			
施設の維持管理に要する資金の総額					
	保守修繕費	-----			
	燃 料 費	-----			
	人 件 費	-----			
	公 共 料 金	-----			
	賃 借 料	-----			
	最終処分場の埋立 終了後の維持管理 に要する費用	-----			
	損害賠償保険料	-----			
施設の設置に要する資金の総額					
	資 本 金	-----			
	土 地	-----			
	事 務 所	-----			
	処 理 施 設 (保管施設を含む)	-----			
調 達 方 法	自 己 資 金				
	借 入 金				
	借 入 先 名	借 入 金 の 額	年 間 返 済 額	返 済 期 限	利 率
	-----	-----	-----	-----	-----
	-----	-----	-----	-----	-----
	利益を資金に充てる 場合、その見込額	／年			
	そ の 他				
備考					
1 施設の変更の場合には、変更後について記載すること。					
2 内訳欄の事項については、維持管理計画に応じ適宜変更すること。					

様式第13号（第2条関係）

資産に関する調書（個人用）			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

様式第14号（第2条関係）

特定不利益処分を受けていないことの誓約書

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

申請者

氏 名

印

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

宮崎市長 殿

産業廃棄物処分業事業計画書

1 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

2 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類、処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	処分量 (t/月又は t/年)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処理方法	予定処分先の名称 及び所在地 (処分場の名称及 び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3 施設の概要 (許可外処理施設)	
処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
処理能力	
廃棄物の種類	
処理施設の処理方式及び設備の概要	
環境保全設備の概要	

4 最終処分場（許可外）	
最終処分場の種類及び名称	
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	



(第4面)

5 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10 で準用する政令 第4条の7に規 定する使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

6 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

様式第16号（第2条関係）

処分後産業廃棄物処理方法		
処分後の産業廃棄物の種類		
発生量（t /月又は m <sup>3</sup> /月）		
処 理 方 法	自 己 処 理	（処分場所）
	委 託 処 理	（処分業者名）
		（所在地）
	埋立処分    海洋投入処分    中間処理    売 却 中間処理、売却の場合は具体的な方法 <div style="text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 100px; margin: 10px 0;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> </div>	
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

様式第17号（第2条関係）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額（千円）	
事業の開始に要する 資金の総額	土地	
	事務所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	（借入先名）	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

一般廃棄物処理施設設置・変更許可証

宮 指令第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 第9条第1項 の規定により、設置変更の許可

を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

宮崎市長 印

許可の年月日	年 月 日	許可番号	
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別	-----		
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	<p>1 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。</p> <p>2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。</p> <p>3 一般廃棄物処理施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</p>		

一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書

宮 第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果について、次のとおり通知する。

宮 崎 市 長 印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
検査の実施年月日	年 月 日
検査の結果	
※事務連絡欄	

様式第18号の3 (第4条関係)

産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書

宮 第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項(同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果について、次のとおり通知する。

宮 崎 市 長 印

産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
検査の実施年月日	年 月 日
検査の結果	
※事務連絡欄	

様式第18号の4 (第5条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

宮 第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

宮 崎 市 長 印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務連絡欄	



一般廃棄物熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

宮 崎 市 長 印

認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 収 の 方 法	
熱回収に必要な設備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	<p>1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を当庁に提出すること。</p> <p>2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく当庁に届け出ること。</p>

様式第19号 (第7条関係)

一般廃棄物・産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証

宮 指令第 号

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項(同法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定により、譲受けの許可を受けた一般廃棄物、借受けの許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

宮 崎 市 長 印

譲受け 借受け	許可の年月日	年 月 日	譲受け 借受け	許可番号	
譲受け 借受け	の相手方の氏名 及び住所 (法人にあっては、名称、 代表者の氏名及び主たる事 務所の所在地)				
施設 の 設置 許可 に 関 す る 事 項	設置許可年月日	年 月 日	設置許可番号		
	施設の種類				
	処理する一般廃棄物 (産業廃棄物)の種類				
	設置場所				
	処理能力				
	その他				

様式第20号（第8条関係）

合 併 ・ 分 割 認 可 証

宮 指 令 第 号

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項（同法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定により、合併・分割の認可を受けたことを証する。

宮 崎 市 長 印

認 可 の 年 月 日	年 月 日	認 可 番 号	
合 併 ・ 分 割 の 時 期	年 月 日		
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名			
施 設 の 設 置 許 可 に 関 する 事 項	設 置 許 可 年 月	年 月 日	設 置 許 可 番 号
	施 設 の 種 類		
	処理する一般廃棄物（産業廃棄物）の種類		
	設 置 場 所		
	処 理 能 力		
	そ の 他		

再生利用個別指定業指定申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

申請者 氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定を受けたいので、宮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第1項又は第2項の規定により、次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の 方 法	再生利用の用に供する施設の 種類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の 方式、構造及び設備の概要	
事業に係る 取引関係	排出者の氏名又は名称及び住所	
	再生活用業者の氏名 又は名称及び住所	
	再生輸送業者の氏名 又は名称及び住所	
	再生活用により得られる 有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日

様式第22号（第9条関係）

再生利用個別指定業指定証

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号  
第10条の3第2号の規定により、次のと  
おり再生利用個別指定業の指定を受けた者であることを証する。

年 月 日

宮 崎 市 長 印

1 指定の年月日

2 指定番号

3 事業の範囲

（1）再生活用又は再生輸送の別

（2）取り扱う産業廃棄物の種類

4 再生利用の方法

5 事業に係る取引関係

様式第23号（第9条関係）

再生利用個別指定業変更指定申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

申請者 氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の再生利用個別指定業の事業の範囲を変更したいので、宮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第4項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 の 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号			
変 更 の 内 容	再生活用又は再生輸送の別	変 更 前	
		変 更 後	
	取 扱 う 産 業 廃 棄 物 の 種 類	変 更 前	
		変 更 後	
変 更 の 理 由			
変更に係る再生利用の方法			
変更に係る取引関係			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		

再生利用個別指定業廃止届

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

届出者 氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の再生利用個別指定業の<sup>全部</sup><sub>一部</sub>を廃止したので、宮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 の 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
全 部 一 部 の廃止年月日	年 月 日	
廃止した事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
廃 止 し た 理 由		

再生利用個別指定業変更届

年 月 日

宮崎市長 殿

住 所

届出者 氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定事項について変更したので、宮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 の 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名 又 は 名 称		
事務所及び事業場の 所 在 地		
再生利用の目的		
再生利用の方法		
事業に係る取引関係		



最終処分場終了届出台帳

第 号

施設の設置者の住所			
施設の設置者の氏名 （名称及び代表者氏名）			
施設の廃止までの間の管理 予定者及びその連絡先	住所	氏名	電話番号
最終処分場の種類			
設 置 場 所			
許可の年月日及び許可番号 又は届出の年月日	年	月	日 号
埋立地の面積、埋立ての 深さ及び覆土の厚さ	面積 ㎡	埋立ての深さ m	覆土の厚さ m
埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年	月	日
埋立処分終了年月日	年	月	日
施設の廃止の確認年月日	年	月	日

(裏面)

埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び量	種類	量（m <sup>3</sup> ）
埋め立てた廃棄物の性状に関し特に注意すべき事項		
最終処分場廃止確認申請書の添付書類に記載された水質検査結果のうち、施設の廃止の確認年月日に最も近い時点に行われた水質検査の結果		